令和３年度
第５回北海道地方最低賃金審議会

日　　時：令和３年８月２３日（月）９：５８～１０：２６
場　　所：札幌第１合同庁舎１０階　共用第１・第２・第３会議室

１　日　　時　　令和３年８月２３日（月）９：５８～１０：２６

２　場　　所　　札幌第１合同庁舎１０階　共用第１・第２・第３会議室

３　出 席 者

【委　員】　公 益 委 員　岩波委員、亀野委員、菅野委員、國武委員
労働者委員　大磯委員、金子委員、齊藤委員、布施委員、山田委員
使用者委員　桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】　上田労働局長、佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、龍瀧室長補佐、
松尾賃金指導官、小西賃金指導官

４　議事次第

（１）北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出の
取扱について
（２）今後の特定最低賃金審議について
（３）その他

５　議事内容

○龍瀧室長補佐

これより第５回北海道地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は西村委員がご都合により欠席されておりますが、本審議会は、最低賃金審議会令第５条第２項により、委員の３分の２以上または公労使委員のそれぞれ３分の１以上の出席という要件を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、亀野会長に議事の進行をお願いいたします。

○亀野会長

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。労働者代表委員から山田委員、使用者代表委員から横島委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の（１）、北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出についてでございますが、８月５日に公示した当審議会の答申（意見）について異議の申出がなされ、この審議のため、本日、局長より諮問されると伺っております。

よろしくお願いいたします。

○上田労働局長

よろしくお願いいたします。

○亀野会長
はい。
それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○龍瀧室長補佐
はい。

北労発基第０８２３第２号
令和３年８月２３日

北海道地方最低賃金審議会
会長　亀野　淳　殿

北海道労働局長
上田　国士

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」から、最低賃金法第１２条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

○亀野会長
はい。ありがとうございます。
ただいま局長より諮問を受けました。
局長よりご挨拶をお願いいたします。

○上田労働局長
皆さん、おはようございます。
委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。
８月５日に答申いただきました審議会の意見を最低賃金法の規定に基づき公示しましたところ、今お話ししたように２件の異議申出がございました。このため、この異議申出に係るご審議を賜りたく、ただいま諮問させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○亀野会長
では、事務局から異議申出の内容を説明してください。

○横溝賃金室長
では、私のほうからご説明させていただきます。
申出書は２件提出されています。
資料No.1を御覧ください。北海道労働組合総連合より、「２０２１年北海道最低賃金額改定に対する異議申立書」が提出されています。
主な異議の内容としては、北海道と大都市の格差が据え置かれたままとなる答申内容は極めて遺憾であり、昨年の凍結を踏まえると、２８円の引上げでは不十分と言わざるを得ない。コロナ禍で、真っ先に生活苦に陥っているのは最低賃金近傍で働く労働者であり、そこに負担と責任を負わせ、最低賃金を抑え込むべきとの主張には正当性はないと述べております。
そして、現局面の経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、消費税の引上げなどによる個人消費の落ち込みなどが主な要因であること。コロナ禍にあっても２０２０年度の税収は過去最高となり、中でも法人税の伸びが顕著で、大企業の内部留保も膨らみ続けています。それらを活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引上げや全国一律制度の確立は十分に可能であること。最低賃金は全ての労働者の賃金と生活に関わり、日本経済の行方を左右する時の政府の重要な施策であり、コロナ禍でその重要性が一層高まっています。
以上の点から、北海道最低賃金額を２８円引き上げて時間額８８９円とする答申は容認できません。さらなる引上げを行うよう再審議を求めます。
以上が北海道労働組合総連合からの異議申立書となっております。
次に、資料No.2を御覧ください。恵庭市の、きよの社会保険労務士事務所代表・清野裕司社会保険労務士より、「令和３年８月５日公示、北海道労働局一般公示第４号に対する異議申出書」が提出されております。
主な異議の内容として、改定決定は、議事内容が公開されておらず、根拠が不明であること。
また、８８９円という金額及び上昇率は最低賃金法にある事業の公正な競争を阻害するとして、北海道最低賃金額は労働者派遣法により規定された職業安定業務統計による地域指数などにより、８３３円に決定すべきと述べられています。
その理由としては、大きく分けて２点ございます。
零細企業の売上高人件費率は２５％と高止まっている状況にあり、通常の事業の賃金支払能力ではパートタイマー等のベテランと新人の給与差をつけることが困難になりつつあること。
２点目として、北海道の最低賃金は札幌市の元に作成されており、札幌圏内の人

件費率等の状況が通常の事業として反映されていないこと。
　以上のようなことから、最低賃金引上げの影響や効果、SDGsを念頭に置いた緩和措置を附帯しなければ最低賃金法にある通常の事業の賃金支払能力を超えてしまう。
　コロナ禍で接客業が傷んでいる中、コロナを利用して大幅な賃金上昇に耐えられない企業を削減するようなやり方は業界が非合法化するだけであり、決してやるべきではないというような主張が述べられております。
　以上でございます。

○亀野会長
　はい。ありがとうございます。
　以上の説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。
　よろしいでしょうか。
　それでは、異議の申出について審議をいたします。
　労使各側のご意見をお伺いいたします。
　まず、労働者側からご意見をお願いいたします。

○山田委員
　労働者側委員の山田と申します。私のほうから意見を述べさせていただきます。
　今まで、金額審議につきましては、参考人聴取を含め全７回の中で労働側の主張として金額の引上げを求めてきました。
　異議申出の中には方向性としては一致するものはありますけれども、それらを含めた中で審議がなされてきたと思っております。その中で、十分な審議を踏まえた中で、最終的には公益から示された金額について労働側として審議を重ね、結審をしたという経緯がございますので、これらの異議申出につきましては却下が相当であると思っております。
　以上でございます。

○亀野会長
　はい。ありがとうございます。
　それでは、使用者側のご意見をお願いいたします。

○桑原委員
　使用者側を代表して意見を述べさせていただきます。
　まず、北海道労働組合総連合様の異議申出についてですが、内容は基本的にはこれまでの審議会で議論してきた内容と認識しております。
　申立書の趣旨は２８円の引上げでは不十分ということだと思いますが、引上げ金額につきましては公労使で長時間審議を行い、最終的には使用者側は反対いたしましたが、採決で目安と同額の２８円引上げが決まったところであります。

なお、中小・小規模事業者に対して賃上げに結びつく実効性のある支援を求めていくことは使用者側も強く主張しており、答申文にも記載されております。したがいまして、再審議の必要性はないと思います。

２つ目の、きよの社会保険労務士事務所様の異議申出についてですが、申出理由はともかくとして、最低賃金が２８円引き上げられ８８９円となることについて最低賃金法に基づく明確な根拠を求めている点につきましては、審議会でまさに使用者側委員が強く主張してきた内容でございます。使用者側委員は、コロナ禍が続く中で２８円引上げは到底納得できるものではない、目安２８円引上げに至る根拠や議論の結果について明確な説明がなければ企業の理解を得ることはできないと再三主張させていただきましたが、総合的な判断という回答以外はありませんでした。したがいまして、本件についても、採決で目安と同額の引上げが決まったことであり、再審議の必要性はないものと思います。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、当審議会といたしましては、２件の異議申出内容については、既に十分審議済みであって、答申内容を変更する必要性は認められないと判断いたしまして、棄却としたいと思います。

よって、令和３年８月５日付での当審議会における北海道労働局長への答申内容を変更する必要性は認めないということで結審したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

では、そのように決定したいと思います。

これで、異議申出に関しての審議を終えることといたします。

ここで、北海道最低賃金の改正決定に関する審議を終えるわけですが、最後に、北海道最低賃金の改正決定に関して発言しておきたいことがあれば発言をしていただきたいと思います。

労働者側委員、何かございますか。

○齊藤委員

よろしいですか。

○亀野会長

はい。

○齊藤委員
資料No.3は、どういう扱いなのでしょうか。

○亀野会長
それは、これからご説明させていただきます。

○齊藤委員
はい。

○亀野会長
よろしいでしょうか。
では、使用者側委員から何かございますか。
はい。守山委員、お願いいたします。

○守山委員
それでは、資料No.3の件についてお話しさせていただきます。
今年度の北海道最低賃金が過去最大２８年引上げの８８９円で改正決定したことにつきまして、中小・小規模企業の経営者の方から到底納得できないとのご意見をいただき、併せて審議会委員にもご認識いただきたい旨の要請がございました。
資料No.3として、札幌商工会議所の会員企業の方から寄せられた意見書のコピーをお持ちいたしました。こちらに基づいて説明させていただきます。なお、詳細は、後ほどご一読いただきたいと存じます。
まず、ご意見をいただいた企業の業種ですが、これはアパレルの販売代行、百貨店ですとかイオンのテナントということでして、事業は主にパートタイム労働者の方によって支えられている、まさに今回の最賃引上げの影響をまともに受けている企業でございます。
意見の要点を申しますと、目の前の課題・問題点として、まず１点目は、コロナ禍により売上げが激減し、各種助成金の活用によりようやく事業を存続しているが、最賃引上げによるさらなる支出の増加にはとても対応できない。今回の最賃引上げに際し、支援策が明確に示されない中での引上げは、その対応を企業に丸投げするものである。
２点目ですが、必要人員ぎりぎりの状態で運営しているが、パートタイム労働者（主婦層）の時給が上がっても、いわゆる年収１０３万円の壁がある以上、それ以内で働くことを希望する方は就業時間・日数の調整をせざるを得なく、所得の増加には結びつかない。また、企業にとっても、調整された就業時間・日数をもう一つの壁とも言える年収１３０万円以内の方での雇用で補わなくてはならないが、現状

困難であり、人手不足を助長することにもつながる。就業調整に結びつく税制や社会保険制度の改善を求めるということだと思います。

３点目ですが、新しい最低賃金の１０月１日からの効力発生に合わせ事業体制の再構築を早急に行わなくてはならない。最悪、閉店計画も立てなければならない。また、閉店に際してはテナントへの違約金が発生するおそれもある。こうした問題を検討・解決するには、余りにも時間がなさ過ぎるということでございます。

こういった点、また、審議会においてこうした課題・問題点をしっかりと認識した上で審議を行ったのかという不信感も示されております。

こうした点は従前から専門部会等において使用者側からも問題提起させていただき、議論を重ねてきたところではございますが、改めて企業からの声に触れますと、十分に議論できたのかという思いが湧きますし、審議会・専門部会の審議内容の開示については、もう一歩踏み込まなければならないのではないかとも感じております。先ほどの資料No.2の中でも情報公開の件については若干触れていただいたかと思います。

感染第５波、強烈なのが今来ておりますが、こういう中で社会・経済活動の早期正常化は望むべくもない。こういった状況での過去最大の最賃引上げは、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいる中小・小規模企業の経営者の心を折り、廃業を選択する引き金にもなりかねないと感じております。

賃金の原資は企業の利益が担っております。正常な社会・経済活動を取り戻した上で地域経済の実力に見合った最低賃金引上げを図るべきであり、最低賃金を引き上げても、企業がさらなる苦境にさらされ、雇用が喪失しては元も子もなくなりますし、その結果、地域の衰退を加速することにもつながることを強く懸念しているということを改めて申し上げたいと存じます。

最後になりますが、北海道の新しい最低賃金は１０月１日から効力が発生することが決定した以上、本来、最賃引上げとセットで打ち出すべき最賃引上げに見合う中小・小規模企業への実効ある支援策や雇用対策を早急に実施することを強く望みます。また、道内では支給実績が低い業務改善助成金については、その原因をしっかりと検証し、利用者を少しでも増やしていただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、これから答申文の協議に入ります。

事務局は答申文（案）を配付して、読み上げてください。

○龍瀧室長補佐

答申文（案）を朗読させていただきます。

（案）

令和３年８月２３日

北海道労働局長
　上田　国士　殿

北海道地方最低賃金審議会
会長　亀野　淳

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和３年８月２３日貴職から、令和３年８月５日付け北海道最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」からの異議申出に関し、意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和３年８月５日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

○亀野会長
ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。
はい。
それでは、この答申文案で確定いたしたいと思います。
それでは、その写しを配付した上で、事務局は答申文を用意してください。
それでは、ただいまから答申いたします。

○上田労働局長
ありがとうございます。

○亀野会長
局長からご挨拶をお願いいたします。

○上田労働局長

ただいま亀野会長から、８月５日付の答申に変更はない旨の答申をいただきました。
今後は、１０月１日発効に向けまして諸手続を進めてまいります。
また、委員の皆様には特定最低賃金のご審議を賜ることになりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
また、先ほど労働局もしくは行政に対して中小企業の支援について再度要望がありました。できる限りのことをしっかりとやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○亀野会長
はい。ありがとうございます。
それでは、次の議題に移ります。議事の（２）、今後の特定最低賃金の審議について事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
事務局から説明いたします。
今後の特定最低賃金の審議につきまして、４業種合同で第１回目の専門部会を開催したいと考えておりまして、今後日程調整をしまして、９月の早い時期に札幌第１合同庁舎の７階または８階会議室にて開催したいと考えております。
２回目以降の専門部会の開催日につきましては、第１回専門部会において４業種の専門部会ごとに決めていただくことになります。
なお、専門部会での結審が全会一致とならなかった場合や特定最賃の答申に係る異議申出がなされた場合には、その業種に係る審議のための本審の開催が必要になります。あらかじめご承知おきください。よろしくお願いいたします。
以上です。

○亀野会長
今のご説明にありましたように、円滑な審議がなされ、全会一致で結審できるようにご協力をお願いいたします。
第１回目の４業種合同での専門部会につきましては、日程調整を行った上で、９月の早い時期に開催したいと思っております。
専門部会の委員になられた方は、引き続きご協力をお願いいたします。
最後に、「その他」として何かございますでしょうか。
労働者側、いかがでしょうか。

「ありません」

○亀野会長
　使用者側、いかがでしょうか。

　「ありません」

○亀野会長
　事務局から何かございますでしょうか。

○横溝賃金室長
　ございません。

○亀野会長
　なければ、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。